

議案第64号

松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例の一部改正について

松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例（平成17年松阪市条例第338号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例の一部を改正する
条例

松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例（平成17年松阪市条例第338号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「機能訓練、」を削り、同条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市内に居住する、第2条に掲げる各事業の対象となる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認める者

第6条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 ふれあいセンターの利用料金は、無料とする。ただし、第6条第1号に該当しない者が利用するときは、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとし、指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

第11条第1項を次のように改める。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

利用料金

施設名	利用区分		
	午前	午後	全日
	午前8時30分から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで
多目的ホール	2,450円	2,470円	4,950円
ボランティアルーム及び 健康学習室	1,680円	1,880円	3,620円
健康相談室及び診察室	2,070円	2,320円	4,560円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。